

# 日本語教員養成課程の施行までの道のりと今後の課題

文学部 日本語日本文学科

秋葉多佳子

## 1. はじめに

大学における日本語教師の養成に関しては、法務省出入国在留管理庁が2016年に策定した「日本語教育機関の告示基準」とその解釈指針により、文化審議会国語分科会の規定した必須の教育内容をすべて含めることが求められ、全国の大学で日本語教員養成課程の整備が進められてきた。熊本県立大学文学部でも2020年度に日本語教員養成課程のカリキュラムを改正し、2021年4月に法務省の求める必須の教育内容を含んだ日本語教員養成課程（主専攻・副専攻）を施行した。本稿では、日本語教員養成課程の施行までの道のりと施行後の課題、日本語教育実習の実施状況、本学の日本語教員養成課程が目指す方向性について述べる。

## 2. 日本語教員養成課程施行までの流れ

2020年度に日本語教員養成課程のカリキュラムを見直すにあたり、まず、文化審議会国語分科会が規定した必須の教育内容を本学の開講科目で網羅することができるか検討した。具体的には、以下の表1の必須の教育内容と本学の開講科目のシラバスを照らし合わせ内容を検討した。次に、必須の教育内容を包含している科目を選出し、26単位以上（副専攻）、45単位以上（主専攻）となるよう組み合わせた。その後、再度必須の教育内容を網羅しているかについて検討した。このようにして、日本語教員養成課程（副専攻・主専攻）のカリキュラム案を作成したのち、全ての科目の担当教員に連絡を取り、当該科目を日本語教員養成課程の科目として登録してもよいか尋ね、承諾を得た。確定したカリキュラム案は、文学部の会議において検討を重ねたのち、全学の各種委員会における承認を経て、2021年4月からの施行に至った。

表1 必須の教育内容と本学日本語教員養成課程の科目との対応

3領域	5区分	必須の教育内容	科目名 (副専攻) <sup>1</sup>
社会・文化・地域	①世界と日本	(1)世界と日本の社会と文化歴史	日本の文化
		(2)日本の在留外国人施策	日本語教授法 I
		(3)多文化共生(地域社会における共生)	日本語教授法 I
	③日本語教育の歴史と現状	(4)日本語教育史	日本語教授法 I
		(5)言語政策	日本語教授法 I
		(6)日本語の試験	日本語教授法 I
		(7)世界と日本の日本語教育事情	日本語教授法 I
言語と社会	④言語と社会の関係	(8)社会言語学	方言学基礎論
		(9)言語政策とことば	方言学基礎論、日本語教授法 I
	⑤言語使用と社会	(10)コミュニケーションストラテジー	言語基礎論
		(11)待遇・敬意表現	日本文法 I
		(12)言語・非言語行動	言語基礎論
	⑥異文化コミュニケーションと社会	(13)多言語・多文化主義	日本語教授法 I、日本語教育演習 I II III
	⑦言語理解の過程	(14)談話理解	日本語教授法IV、日本語教育演習 IV
		(15)言語学習	日本語教授法IV、日本語教育演習 IV
言語と心理	⑧言語習得・発達	(16)習得過程(第一言語・第二言語)	日本語教育演習 I II III、日本語教育演習 IV
		(17)学習ストラテジー	日本語教授法IV、日本語教育演習 IV
	⑨異文化理解と心理	(18)異文化受容・適応	日本語教授法I
		(19)日本語の学習・教育の情意的側面	日本語教授法 I
	⑩言語教育法・実習	(20)日本語教師の資質・能力	日本語教授法 I
		(21)日本語教育プログラムの理解と実践	日本語教授法 I II III IV
		(22)教室・言語環境の設定	日本語教授法 I II III IV
		(23)コースデザイン	日本語教授法 I II III IV
		(24)教授法	日本語教授法 I II III IV
		(25)教材分析・作成・開発	日本語教授法 I II III IV、日本語教育教材研究
	(26)評価法		日本語教授法 I II III IV、日本語教育評価法

1 本学の日本語教員養成課程が文化審議会国語分科会規定の必須の教育内容を網羅していることを示すため、ここではより単位数の少ない副専攻の科目名のみ示し、主専攻の科目名は割愛する。

3領域	5区分	必須の教育内容	科目名（副専攻） <sup>1</sup>
言語と教育	⑩言語教育法・実習	(27)授業計画	日本語教授法ⅡⅢⅣ、日本語教育演習ⅠⅡⅢ
		(28)教育実習	日本語教育演習ⅠⅡⅢ
		(29)中間言語分析	日本語教育演習Ⅳ
		(30)授業分析・自己点検能力	日本語教授法ⅢⅣ、日本語教育演習ⅠⅡⅢ
		(31)目的・対象別日本語教育法	日本語教授法ⅡⅢⅣ、日本語教育演習ⅠⅡⅢ
	⑪異文化間教育とコミュニケーション教育	(32)異文化間教育	日本語教授法Ⅰ
		(33)異文化コミュニケーション	日本語教授法Ⅰ、言語基礎論
		(34)コミュニケーション教育	日本語教授法Ⅰ
	⑫言語教育と情報	(35)日本語教育とICT	日本語教授法Ⅰ、日本語教育演習ⅠⅡⅢ
		(36)著作権	日本語教授法Ⅰ、日本語教育演習ⅠⅡⅢ
言語	⑬言語の構造一般	(37)一般言語学	言語基礎論
		(38)対照言語学	日本語教育演習Ⅳ、方言学基礎論
	⑭日本語の構造	(39)日本語教育のための日本語分析	現代日本語の分析、日本語教授法Ⅲ
		(40)日本語教育のための音韻・音声体系	日本語学概論ⅠⅡ、日本語教授法Ⅱ
		(41)日本語教育のための文字と表記	日本語学概論ⅠⅡ、日本語教授法Ⅱ
		(42)日本語教育のための形態・語彙体系	日本語学概論ⅠⅡ、日本語教授法Ⅱ
		(43)日本語教育のための文法体系	日本語学概論ⅠⅡ、日本語教授法Ⅱ
	⑮言語研究	(44)日本語教育のための意味体系	日本語学概論ⅠⅡ、日本語教授法Ⅱ
		(45)日本語教育のための語用論的規範	言語学基礎論、日本語教育演習Ⅳ
	⑯コミュニケーション能力		現代日本語の分析、方言学基礎論
	⑯コミュニケーション能力	(46)受容・理解能力	アカデミック・スキルⅠ、Seminar for Cultural LiteracyⅠ
		(47)言語運用能力	アカデミック・スキルⅠ、Seminar for Cultural LiteracyⅠ
		(48)社会文化能力	アカデミック・スキルⅠ、Seminar for Cultural LiteracyⅠ
		(49)対人関係能力	アカデミック・スキルⅠ、Seminar for Cultural LiteracyⅠ
		(50)異文化調整能力	日本語教授法Ⅰ

本課程の設置は、新しいカリキュラムを設置するという通常であればかなり時間がかかる取り組みだったにもかかわらず、1年という短い時間で施行にこぎつけることができた。これは、本学の文学部において日本語や言語学、日本文化、異文化間教育に関する科目が複数開講されていたことによる。表1に見られるように、日本語教員養成課程における必須の教育内容は多岐にわたっており、これらすべてをカバーするためには、必須の教育内容に関する科目が相当数必要である。本学の文学部では、必須の教育内容を含む科目が既に開講されており、日本語教師の養成において恵まれた環境にあったと考える。

また、本学では以前から日本語教育関連の科目が複数設置されており<sup>2</sup>、これらの科目の教育内容を見直すことで、必須の教育内容をカバーすることができた。例えば、日本語教授法ⅠⅡⅢⅣのうち、日本語教授法Ⅰでは日本語教育の概論的内容を取り扱うことにより、表1の5区分の多様なトピックを包含している。2022年度からは、日本語教育演習Ⅳで語用論、第二言語習得、中間言語分析を取り扱うことにより、2021年度のカリキュラムではやや不足していた第二言語習得、中間言語分析についても補充することができた。

以上、2020年の日本語教員養成課程カリキュラム整備からこれまでの取り組みの流れを概観した。施行後の課題としては、課程を履修する学生がカリキュラム案作成時に想定した履修順に科目を履修することができるよう科目の開講時間を調整することが挙げられる。日本語教員養成課程の副専攻は日本語日本文学科、英語英米文学科両学科の学生が履修可能である。そのため、2020年カリキュラム案作成時に両学科の必修科目とは重複しないように調整したが、カリキュラムや開講時間の見直しに伴い、2022年現在では一部学科の必修科目と課程の必修科目とに重複がみられる。日本語教育実習に参加するためには規定の科目を履修済みであることという条件があり、課程の科目はできる限り順序通り開講年次に沿って履修していくのが好ましい。そのため、今後は時間割の調整も随時行っていきたい。加えて、今後も定期的に登録科目のシラバスと必須の教育内容との整合性を確認しつつ、特に日本語教育関連の科目においては時代の潮流に合わせて授業で取り扱う教育内容を詳細に検討していく。次節では、課程における学びの集大成ともいえる日本語教育実習について記述する。

---

2 本学の日本語教育関連の科目は、以下のとおりである。

日本語教授法ⅠⅡⅢⅣ、日本語教育評価法、日本語教育教材研究、日本語教育演習ⅠⅡⅢ（教育実習）、日本語教育演習Ⅳ

### 3. 日本語教育実習の実施

本節ではカリキュラムの見直しを始めた2020年から2022年現在までの日本語教育実習についてその概要をまとめ、教育実習実施における課題とその改善について述べる。表2は2020年度から2022年度までの日本語教育実習の概要である。

表2 日本語教育実習の概要

実習実施年度	実習先・実習形態	実習生数
2020年度	ブラウィジャヤ大学・オンライン	4名（日文：1名、英文：3名）
	祥明大学校・オンライン	6名（日文：3名、英文：3名）
2021年度	ブラウィジャヤ大学・オンライン	12名（日文：7名、英文：5名）
	祥明大学校・オンライン	12名（日文：8名、英文：4名）
2022年度	ブラウィジャヤ大学・オンライン	6名（日文）
	祥明大学校（韓国）・オンライン	4名（日文：3名、英文：1名）
	本学留学生対象日本語科目・対面	4名（日文：3名、英文：1名）
	日本語おしゃべり会・オンライン	2名（日文）
	おるがったキッズ・対面	4名（日文：1名、英文：3名）

2020年度・2021年度はCovid-19の流行に伴い、対面での教育実習は実施がかなわず、インドネシアのブラウィジャヤ大学、韓国の祥明大学校においてオンラインでの実習を行った。2020年度・2021年度の実習後の課題としては、日本語教育関連科目を学び始めた段階である2年次学生を対象とした実習プログラムを開発が挙げられた。そこで、2022年度からは、2年次学生を対象とした実習プログラムを二つ設けた。一つ目は、熊本市国際交流振興事業団が運営するオンライン日本語教室「日本語おしゃべり会」である。おしゃべり会は毎月2回土曜日に活動が行われており、2022年度は本学からも2名の学生が参加している。二つ目は、NPO法人外国から来た子ども支援ネットくまもと、熊本市国際交流振興事業団、本学日本語教育研究室が共同で運営する、年少者向け日本語教室「おるがったキッズ」である。おるがったキッズの実習には4名の学生が参加し、5月から1月にかけて月1回90分の活動を計画・実施している。以下は7月に行われたおるがったキッズの活動の様子と10月の活動案内である。コロナの感染状況が落ち着いてきた10月の活動では計6名の外国につながりのある児童・生徒が参加している。



左：実習の様子（おるがったキッズ7月） 右：おるがったキッズ10月の活動案内

#### 4. 「地域に生き、世界に伸びる」日本語教師の養成を目指して

本学の日本語教員養成課程では、本学のスローガンと同様に、「地域に生き、世界に伸びる」日本語教師の養成を目指している。現在、日本語を学習している人々は、国内外の語学学校や大学等における学習者だけではなく、外国にルーツのある児童・生徒、地域の在住外国人の方、外国人技能実習生、継承日本語学習者等、多様である。熊本県においても、日本語教師が従事する教育現場は、小学校・中学校・高校・大学といった教育機関や日本語学校、外国人技能実習生監理団体、地域の日本語教室と多岐にわたっている。本学の日本語教員養成課程では、現在の多様な日本語教育の様相について扱う講義やさまざまな教育現場において学習者・関係者と交流し学ぶ教育実習を通して、世界へ目を向け世界とつながるための国際的な視野を身につける学びの場を提供したいと考える。そのために、今後も日本語教育関連科目における教育内容の検討と見直し、地域や海外の日本語教育関係者とつながる教育実習プログラムの運営・改善を継続して行っていきたい。

## 参考サイト

出入国管理庁(2016)「日本語教育機関の告示基準解釈指針」

<https://www.moj.go.jp/isa/content/930005393.pdf>（最終閲覧日：2022年9月30日）

出入国管理庁(2016)「日本語教育機関の告示基準」

[https://www.mext.go.jp/content/1422263\\_011.pdf](https://www.mext.go.jp/content/1422263_011.pdf)（最終閲覧日：2022年9月30日）

文化審議会国語分科会(2018)「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashikingikai/kokugo/nihongo/nihongo\\_92/pdf/r1413911\\_04.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashikingikai/kokugo/nihongo/nihongo_92/pdf/r1413911_04.pdf)（最終閲覧日：2022年9月30日）